



# 日本ラテンアメリカ学会 会 報



AJEL

2015年3月31日

AJEL

No.116

1. 理事会報告
2. 会則および理事選挙規則の改正について
3. 第36回定期大会の開催案内
4. 研究部会報告
5. 研究部会開催案内
6. 寄稿：「第12回中米歴史会議参加報告」
7. 学術・国際交流
8. FIEALC 釜山大会について
9. 次回年報（第36号）への投稿締切期日について
10. 学会ニュース配信登録のお願い
11. 事務局から

## 1. 理事会報告

### ○第146回理事会議事録

日 時：2015年2月15日（日）13：30～  
18：15

場 所：上智大学四谷キャンパス2号館8階  
2-815-b 会議室

出席者：大串（理事長）、宇佐見、久野、小池、後藤、近田、谷、幡谷（書記）、林、宮地、安原

欠席者：村上

### 〈報告事項〉

1. 2014年12月のメール審議について  
(1) 大串理事長より、2014年12月に行わ

れた理事会のメール審議で決定された内容について報告があり、以下の通り確認した。

- 1) パネル報告者の大会ペーパー提出義務について

9月の理事会では、パネルの報告者を区別して議論しなかったが、パネルの報告についても、他のセッションの報告と同様にペーパー提出義務があるという理事会の意思を確認した。

- 2) 非会員の大会ペーパー提出について  
非会員のペーパー提出については、9月の理事会決定では大会実行委員会の判断にゆだねることとされ、実質的な判断は各セッションの責任者が行なうことを想定していたが、より誤解の余地が少ない表現として、以下のようにすることを確認した。「シンポジウムや招待講演における非会員からのペーパー提出を義務とするかどうか、またそのペーパーを学会ウェブサイトに掲載するかどうかについては、当該セッションを組織する責任者の意見に基づき、大会実行委員会が判断するものとする。」

- 3) 大会報告の追加募集について  
大会発表の申し込み数が足りない場合に適切な方法で追加募集を行うことを、1月5日の締切の前に事前に承認した。

2. 会報について
  - (1) 宇佐見理事より、会報第 115 号を 11 月 28 日付けで刊行したことが報告された。今号から、ナンバリングを以下のように統一することとした。  
 節：MS 明朝 14 ポイント（全角）  
 1. MS 明朝 10.5 ポイント（半角）  
 (1) MS 明朝 10.5 ポイント（半角）
  - (2) 会報で紹介する新刊書の選書はこれまでどおり基本的に会報担当理事の裁量に委ねられることが確認された。
3. 地域研究部会
  - (1) 谷理事より、12 月 20 日に予定していた東日本部会は報告申し込みがなかったために中止とし、春の部会は 3 月 28 日（土）に開催を予定している旨の報告があった。
  - (2) 小池理事より、中部部会を 12 月 13 日（土）に名古屋大学にて開催し、報告者 2 名、出席者 7 名であった旨、また春の部会は 4 月 5 日（日）に愛知県立大学名古屋サテライトキャンパスで予定している旨の報告があった。
  - (3) 西日本部会については担当の村上理事が欠席のため、代わって大串理事長が以下の通り報告した。12 月の部会は 12 月 20 日（土）に同志社大学烏丸キャンパスにて、同志社大学人文科学研究所研究会「ラテンアメリカにおける国際労働移動の比較研究」と合同で、パネル形式にて開催された。参加者は 3 名の発表者を含め計 16 名であった。次回は 4 月 18 日（土）に京都大学稲盛財団記念館で開催を予定している。
4. 会計
 

近田理事より、今年度の収支明細について報告があった。また、遅野井元理事の名義になっていた定期預金の口座を「会計担当理事 近田亮平」に変更したことが報告された。
5. 事務局報告
 

宮地理事より、韓国釜山外国語大学キム・ヨンチェル教授より、FIEALC 釜山大会の案内が大串理事長あて届いたことが報告され、同大会についてウェブ担当の後藤理事より広報することが決定された。
6. 学術交流
 

幡谷理事より、11 月 1 日（土）にアジア経済研究所において JCAS（地域研究コンソーシアム）年次大会が、11 月 29 日（土）に上智大学において JCASA（地域研究学会連絡協議会）の年次集会在開催され、ともに幡谷理事が出席したことの報告があった。
7. ウェブサイト、メール配信の学会ニュース関係
 

後藤理事より、ウェブサイトの多言語化と過去の年報論文の電子化について進捗状況の報告があった。
8. 第 36 回定期大会について
 

幡谷理事より、報告の追加募集を行い、現在パネル 5、個別報告 29 件が承認され、これに招待講演とシンポジウムを加えるプログラムが決定している旨の報告があった。
9. 年報第 35 号について
  - (1) 久野理事より以下の通り報告があった。  
 1 ヶ月の追加募集を行った結果、当初応募した 3 本に加えて 12 本の追加応募があり、計 15 点となった。第一次査読を年末に締め切り、現在計 7 本が第二次査読にかかっている。昨年の大会招聘講演の原稿はすでに入稿済みである。
  - (2) 次回の大会記念講演については、原稿をもらえるかどうかを大会実行委員会に確認し、次号担当の林理事へつなげることが確認された。また第 36 号については、締切を若干早めて 9 月 24 日締め切りとし、次の会報に囲み記事でそ

のことを周知することが決定された。

## ＜審議事項＞

### 1. 入退会の承認

入会希望 11 名、退会希望 2 名について審議し、河原裕子、相田豊、大木雅志、青木アンヘリカ、福海さやか、田中理恵子、坂井正人、窪田暁の各氏 8 名の入会と、高橋都彦、藤本啓子両会員の退会が承認された(高橋会員は 2014 年度末、藤本会員は 2013 年度末の退会)。入会希望者のうち 3 名は、すでに存在しない制度である準会員としての入会を希望していたため、正会員として入会する意思があるかどうかを本人に確認することとした。

### 2. 会報

安原理事より、第 116 号(2015 年 3 月 31 日刊行予定)の企画について提案があり、審議の結果承認された。また、原稿の締切は 2 月 20 日であることが確認された。

### 3. 定期大会について

- (1) 幡谷理事より、2015 年度定期大会にコロンビアから上智大学が招聘予定のパネル参加者の宿泊費を 1 泊分 10,800 円学会予算から負担することの提案があった。この参加者については、当初記念講演者を想定して狐崎大会実行委員長と協議した経緯もあり、同パネルを大会実行委員会企画特別パネルと位置づけることを前提として宿泊費の一部負担が承認された。
- (2) 2016 年度の定期大会を京都外国語大学で開催するという立岩礼子会員からの提案につき、これを正式に受諾することを決定した。

### 4. 学会事務委託先の選定について

近田理事から、候補に残っている 3 社の見積もりと委託内容について配付資

料をもとに説明があった。審議の結果、事務委託先の候補として 3 社のうちの 1 社を選定し、契約に向けて細部の交渉を行うことになった。委託を予定する業務は会員管理、会報・年報の印刷製本と発送、資料保管、選挙関連業務であり、選挙はウェブ選挙方式を基本とすることが決定された。大会関連業務は当面委託せず、またウェブ管理運営作業については今回の契約内容には含めないものの、別途追加委託がありうるものとされた。ウェブ選挙については、総会に提出する事業計画に含めるとともに、ウェブ選挙を希望しない会員には紙ベースでの対応も可能であることを説明することになった。会報・年報の PDF 化作業委託の可能性も含め、今後近田(会計担当)、宮地(事務局)、後藤(ウェブ担当)の 3 理事が中心となって契約候補業者と細部を詰めることになり、契約の細部については理事長に一任された。また、事務委託内容が固まったらその内容に沿って 2015 年度予算計画を作成し、大会で承認をとる必要があることが確認された。

### 5. 会則と理事選挙規則の改訂案の周知方法について

- (1) 大串理事長より、次回総会で予定している会則と理事選挙規則改訂に関して、内容を周知する方法について問題提起があった。審議の結果、会報に詳細を掲載し、大会プログラムには簡単な告知記事を同封することが決定された。また総会では、会報に載せた詳細な説明と新旧対照表を再度資料として配付することが決定された。
- (2) 会則および理事選挙規則の改正のポイントを説明した会報用の文章について、持ち帰って検討し、修正の意見があればそれを寄せてほしい旨、大串理事長

- から要請があった（次節参照）。
6. 学会ニュース登録の呼びかけについて  
大串理事長より、今回の定期大会の追加募集ではメール配信の学会ニュースと学会ウェブサイトのための広報になり、葉書を使わなかったが、今後もそういう事態がありうることに鑑み、会報に学会ニュースへの登録を呼びかける文章を掲載すること、またその上で、今後は追加募集のような事柄については学会ニュースとウェブサイトのみによって告知を行うことが提案され、これが承認された。大串理事長より、学会ニュースへの登録を呼びかける会報掲載用の文章について、持ち帰って検討し、意見があれば寄せてほしい旨の要請があった。
  7. 年報の電子化発注について  
後藤理事より説明があり、見積書2点を検討したが、近く契約する事務委託先に年報電子化業務を委託する可能性もあるので、発注を次期会計年度に持ち越すこととされた。
  8. クラウドの有料契約転換について  
後藤理事より、現状ではDropboxの無料利用の容量（2GB）で不足がなく、また有料化によって必ずしもセキュリティが増すわけではないという説明があり、審議の結果、現状のままとすることとなった。
  9. 学会ウェブサイトの紹介文（欧文）の更新について  
後藤理事より提案があり、学会ウェブサイトにおける学会紹介文の内容を、まずは日本語から精査することとなり、次回理事会までに後藤理事が原案を作成することとされた。
  10. マニュアルの整備について  
大串理事長より、各理事の職務の内容と注意すべき点を記したマニュアルを整備するとともに、その職務に関連する理事会決定があった場合には直ちにその内容とそれが決定された理事会の年月を記録すること、最終的には今期理事会の任期が終わるまでにマニュアルを完成させ、最後の理事会までに全員にメール配信の学会ニュースとして流すことが提案され、審議の結果、これが承認された。
  11. 名簿刊行の時期について  
大串理事長より、本学会の名簿を3年ごとの刊行とすると、次の名簿刊行が2016年であり、理事会交替年になってしまうことについて問題提起があった。近田理事より、事務委託先として検討している業者に会員管理を委託すると、ウェブにおける検索で名簿の機能を果たせるとの説明があり、今後、近田・宮地両理事が当該業者のオンライン検索機能をさらに精査することになった。また、オンライン検索に移行する場合には、専門分野の名称を定型化する必要があることが確認された。
  12. 諸団体に対する推薦の手続きと基準について  
大串理事長より、大学評価・学位授与機構、学振等の諸団体から推薦の依頼があった場合の手続きの選択肢について諮られ、審議の結果、基本的に理事長一任とし、内容において理事長単独での判断が難しい場合には適宜メール審議に付すこととなった。推薦の際に考慮すべき基準も特にあらかじめ定めないことになった。
  13. その他  
次回の理事会は定期大会の5月30日（土）11：30開始、ただし理事会の開始を少し早めることもあり得ることが確認された。

## 2. 会則および理事選挙規則の改正について

理事長：大串和雄

2015年度の総会において、会則と理事選挙規則の改正を提案します。以下に、改正のポイントとその理由を説明します。後掲の新旧対照表もご参照ください。

改正のポイントは大きく分けて2つあります。1つは、1980年の設立以来35年を経ても会員数が増加した本学会の現状に合わせて、理事会の機能を強化することです。会員数の増加と学会の発展とともに、理事会の業務は増加しました。現在の理事は12名ですが、1人の理事が2つの職務を担当するなど、理事にかかる負担が増大しており、個々の理事の努力では限界にきています（会則上の理事の定員は15名ですが、理事選挙規則の規定によって実際の理事は12～14名に制限されています）。そこで、改正案では理事の総数を若干名増員することにしてあります。また、これまでは理事選挙の結果だけで理事を選出していましたが、この方式ですと学問分野や専門地域などの点で理事会の構成にアンバランスが生じる傾向があります。また、大会開催校の代表が理事会に出席していないために意思の疎通が困難であることが以前から大きな問題になってきました。これらの問題に対処するため、理事選挙の当選人によって構成される「次期理事長・理事選考委員会」を設置し、そこで理事総数の4分の1の理事を選出できるようにします。規則には明示してありませんが、定期大会開催校の実行責任者を「次期理事長・理事選考委員会」で理事に選出することが想定されています。また、理事長はこれまで総会の後の新理事会において互選で決めていましたが、定期大会よりも前に「次期理事長・理事選考委員会」が理事長候補者を決めて総会に提案し、

総会の承認を得るようにします。

第2の改正のポイントは、シニア会員制度の導入に伴う会則の手直しです。すでに2014年度の総会において、シニア会員制度の導入に伴って生じた会則の不備を補う改正をお認めいただきました。しかしその後、現行の会則でなお不十分な点が発見されました。具体的には、総会の定足数と議決権に関わる規定です。現行規定では定足数の計算に正会員のみが含まれ、また誰が議決権を持つかが明確にされていません。シニア会員制度導入の際には、会費以外の点でシニア会員と正会員とは同等であることが前提とされておりました。その趣旨に鑑み、総会の議決権を有する者と定足数の計算にシニア会員が含まれることを明確にしました。

その他にも、若干の文言の修正を施した箇所があります。

以下に、改正のポイントをより詳しく箇条書きで記します。

1. 理事の定員を15名以内から20名以内に増員します。
2. 理事選挙による15名の当選者によって「次期理事長・理事選考委員会」を構成し、「次期理事長・理事選考委員会」が理事長候補を互選するとともに、理事選挙によらない理事5名を選出することとします。
3. 選挙を経ないで選出される理事および理事長の正統性確保のため、理事長・理事の就任は総会の承認を要するものとします。
4. 「理事選挙規則」は、その内容に合わせて名称を「理事長・理事選出規則」と改めます。
5. 「理事長・理事選出規則」第4条の2を「次期理事長・理事選考委員会」とし、同委員会について規則を定めます。

6. 理事に欠員が生じた場合、現行規則の原則を維持し、選挙で選出された理事は選挙での繰り上げ当選とし、「次期理事長・理事選考委員会」で選出された理事は理事会で補充することとします（理事長・理事選出規則第4条の3）。
7. 理事選挙で東日本・中部日本・西日本の各ブロックから最低1名の当選者が出なかった場合の扱いについて、現行の理事選挙規則の第4条第5項では、理事選挙得票上位12名の当選者に東日本・中部日本・西日本の各ブロックから最低1名が含まれない場合、当選者が出なかったブロックの得票最上位の者を追加で当選者としてきました。しかしこの方式では、「次期理事長・理事選考委員会」で選出する理事の数が不定数になるという不都合が生じます。そのため改正案では、「次期理事長・理事選考委員会」が選出する5名の中に、当選者が出なかったブロックの会員を必ず含めるように規定します。その際、「理事選挙の結果を参考にしつつ」理事を選出するように定めています。
8. 総会の定足数の計算にシニア会員が含まれるようにする点と、シニア会員に総会の議決権を付与する（実質的には議決権を「維持する」）点について、会則の第19条と第21条の改正、および第19条の2（総会の議決権）の新設で対処します。
- 会則・規則の改正には総会の議決が必要であり、総会は定足数を満たしていることが必要です。総会においていられない方は、委任状を提出してくださるようお願いいたします。

#### 会則新旧対照表

現行会則	改正案
<p>第12条（役員） （1994年6月、2007年6月、の総会にて一部改訂） 本会は、次の役員を置く。 （一）理事長1名 （二）理事 <u>15</u> 名以内 （三）監事2名</p> <p>第13条（役員を選出） （1999年6月、2001年6月、2014年6月の総会にて一部改訂）</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 理事長は、<u>理事の中から</u>理事会において選出する。</li> <li>2. <u>理事は、正会員の中から別掲の理事選挙規則にしたがって選出する。</u>選挙権は正会員とシニア会員とがこれを</li> </ol>	<p>第12条（役員） （1994年6月、2007年6月、の総会にて一部改訂） 本会は、次の役員を置く。 （一）理事長1名 （二）理事 <u>20</u> 名以内 （三）監事2名</p> <p>第13条（役員を選出） （1999年6月、2001年6月、2014年6月の総会にて一部改訂）</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 理事長は、<u>別に定める理事長・理事選出規則にしたがって、会員の投票で選出された次期理事の互選で</u>選出する。</li> <li>2. <u>理事のうち15名は、理事長・理事</u></li> </ol>

有する。ただし休会中の正会員は選挙権および被選挙権を行使できない。

3. 監事は、前年度一月末までに会費を完納した正会員の中から総会において選出する。

#### 第14条（役員任期）

(1994年6月の総会にて一部改訂)

役員任期は2年とし、連続2期を限度とする。連続2期理事を経験したものは、次の2期被選挙権を失う。

#### 第15条（役員職務）

(2007年6月の総会にて一部改訂)

1. 理事長は、本会を代表し、会務を総轄する。
2. 理事は、理事会を構成し、本会の運営に関する事項を審議し、会計、庶務、会員、編集、総会、研究集会、国際研究交流などの会務を執行する。
3. 理事長に故障がある場合、役員歴の最も長く、次いで年齢の高い理事が理事長の職務を代行する。
4. 理事会は、委員会および部会を設置する。
5. 監事は、本会の会計を監査する。

#### 第16条（役員交代等）

(2000年6月の総会にて一部改訂)

1. 役員交代は、改選後最初の総会の終了時とする。

選出規則にしたがって、正会員の中から会員の投票により選出する。選挙権は正会員とシニア会員とがこれを有する。ただし休会中の正会員は選挙権および被選挙権を行使できない。その他の理事は、理事長・理事選出規則にしたがって次期理事長・理事選考委員会が選出する。

3. 監事は、前年度1月末までに会費を完納した正会員の中から総会において選出する。

4. 理事長・理事の就任に当たっては、総会の承認を必要とする。

#### 第14条（役員任期）

(1994年6月の総会にて一部改訂)

役員任期は2年とし、連続2期を限度とする。連続2期理事を経験した者は、次の2期理事に就任することができない。

#### 第15条（変更なし）

#### 第16条（役員交代等）

(2000年6月の総会にて一部改訂)

1. 役員交代は、改選後最初の総会の終了時とする。

2. 任期途中の役員に欠員が生じた場合、補充の必要性は理事会が審議し、理事選挙規則にしたがって補充する。  
補充された役員の任期は、前任者の残任期間とする。

第 17 条（顧問）

（2007 年 6 月の総会にて一部改訂）

削除

第 18 条（役員の新集等）

1. 理事会は年 2 回以上、総会は年 1 回以上、理事長がこれを招集する。
2. 理事の 3 分の 1 以上から、議題を示して請求のあった場合、理事長は、20 日以内に臨時の理事会を招集しなければならない。
3. 理事会の議長は理事長とする。

第 19 条（総会の新集）

1. 通常総会は、年 1 回、理事長がこれを招集する。
2. 次の場合、理事長は、臨時総会を招集する。  
(一)理事長が必要と認めた場合。  
(二)正会員の 5 分の 1 以上から議題を示して請求があった場合。

2. 任期途中の理事に欠員が生じた場合、理事会が補充の必要性を審議し、必要と認めた場合は理事長・理事選出規則にしたがってこれを補充する。

3. 任期途中の監事に欠員が生じた場合、総会においてこれを補充する。ただし、欠員が生じた時点から次の総会までに会計監査の必要がある場合には、理事会が補充の監事を任命することができる。

4. 補充された役員の任期は、前任者の残任期間とする。

5. 選挙管理委員会および理事会によって補充された役員は、総会の承認を経ずしてその職務に就くことができる。ただし、任期終了までに総会が開催される場合には、残存する任期について総会の承認を得なければならない。

第 17 条（変更なし）

第 18 条（変更なし）

第 19 条（総会の新集）

1. 通常総会は、年 1 回、理事長がこれを招集する。
2. 次の場合、理事長は、臨時総会を招集する。  
(一)理事長が必要と認めた場合。  
(二)正会員およびシニア会員の 5 分の 1 以上から議題を示して請求が



3. 総会の議長は会員の互選による。

#### 第 20 条（総会の議決事項）

次の事項は、総会に提出して、その承認を得なければならない。

- (一)事業計画および収支予算。
- (二)事業報告および収支決算。
- (三)監事の監査。
- (四)その他、理事会が必要と認めた事項。

#### 第 21 条（定足数）

1. 理事会は、理事の 2 分の 1 以上、および総会は正会員の 5 分の 1 以上の出席がなければ、会議を開くことができない。但し総会においては、あらかじめ提出された委任状をもって、出席者数に加算できる。
2. すべての会議の決議は、会則第 26 条に定めるほかは、出席者の過半数をもって成立する。可否同数の時は、議長がこれを決める。なお、重要事項については無記名投票とする。

#### 第 22 条（議事録）

すべての会議は、議事録を作成し、理事長がこれを保管する。総会および理事会の議事の要領および決議事項は、会員に通知する。

あった場合。

3. 総会の議長は会員の互選による。

#### 第 19 条の 2（総会の議決権）

総会の議決権は、正会員とシニア会員とがこれを有する。ただし休会中の正会員はこの限りではない。

#### 第 20 条（変更なし）

#### 第 21 条（定足数）

1. 理事会は理事の 2 分の 1 以上、総会は正会員およびシニア会員の 5 分の 1 以上の出席がなければ、会議を開くことができない。但し総会においては、あらかじめ提出された委任状をもって、出席者数に加算できる。
2. すべての会議の決議は、会則第 26 条に定めるほかは、議決権を有する出席者の過半数をもって成立する。可否同数の時は、議長がこれを決める。なお、重要事項については無記名投票とする。

#### 第 22 条（変更なし）

理事選挙規則（新名称：理事長・理事選出規則）新旧対照表

現行規則	改正案
<p>第1条（目的）</p> <p>本規則は、日本ラテンアメリカ学会会則第13条に基づき、<u>理事の選挙</u>について規定するものである。</p> <p>第2条（選挙管理委員会） （2001年6月の総会にて一部改訂）</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 選挙管理委員会は、<u>選挙事務を管理・運営し、新理事当選者を確定する。総会は、選挙管理委員会の提案を受けて、審議の上、新理事を決定する。</u></li> <li>2. 委員会は、理事長から委嘱される正会員5名以上、7名以下をもって構成する。</li> </ol> <p>第3条（選挙権および被選挙権）（1999年6月、2007年6月、2014年6月の総会にて一部改訂）</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 選挙権は正会員とシニア会員とがこれを有する。ただし休会中の正会員はこの限りではない。</li> <li>2. 被選挙権は正会員がこれを有する。ただし休会中の正会員はこの限りではない。</li> </ol> <p>第4条（選挙の方法） （1994年6月、1997年6月、1999年6月、2001年6月の総会にて一部改訂）</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 選挙は郵便投票をもって行う。</li> <li>2. 投票は、無記名投票とし、所定の投票用紙を用いる。</li> <li>3. 投票は6名連記とする。</li> </ol>	<p>第1条（目的）</p> <p>本規則は、日本ラテンアメリカ学会会則第13条に基づき、<u>理事長および理事の選出</u>について規定するものである。</p> <p>第1条の2（理事の選出方法） <u>理事のうち15名は理事選挙により、その他の理事は次期理事長・理事選考委員会により選出する。</u></p> <p>第2条（選挙管理委員会） （2001年6月の総会にて一部改訂）</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 選挙管理委員会は、<u>理事選挙の事務を管理・運営し、当選者を確定する。</u>（一部削除）</li> <li>2. 委員会は、理事長から委嘱される正会員5名以上、7名以下をもって構成する。</li> </ol> <p>第3条（選挙権および被選挙権）（1999年6月、2007年6月、2014年6月の総会にて一部改訂）</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 選挙権は正会員とシニア会員とがこれを有する。ただし休会中の正会員はこの限りではない。</li> <li>2. 被選挙権は正会員がこれを有する。ただし休会中の正会員はこの限りではない。</li> </ol> <p>第4条（選挙の方法） （1994年6月、1997年6月、1999年6月、2001年6月の総会にて一部改訂）</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 選挙は郵便投票をもって行う。</li> <li>2. 投票は、無記名投票とし、所定の投票用紙を用いる。</li> <li>3. 投票は6名連記とする。</li> </ol>

4. 次の各号の場合、投票は無効とする。

(一) 投票用紙に署名もしくは捺印するなど選挙の秘密を妨げる記載を行った場合。

(二) 定数を超えて連記した場合。その他の投票の効力については、選挙管理委員会の決定による。

5. 得票に基づいて 12名の理事と次点上位者を選出する。上位12名の中に、東日本（新潟、群馬、山梨、神奈川以東）、中部日本（長野、静岡、富山、石川、岐阜、愛知、三重）、西日本（福井、滋賀、奈良、和歌山以西）の各地域のブロック会員が、少なくとも1名以上含まれていない場合には、12名に加えて、そのブロックの最高得票者を当選者とする。得票数が同じであるときには、入会日付、ついで年齢によって順位を決める。

6. 理事に欠員が生じ、補充の必要がある場合は、前項の地域ブロック別配分を考慮して、次点候補者を繰り上げる。

4. 次の各号の場合、投票は無効とする。

(一) 投票用紙に署名もしくは捺印するなど選挙の秘密を妨げる記載を行った場合。

(二) 定数を超えて連記した場合。その他の投票の効力については、選挙管理委員会の決定による。

5. 得票に基づいて 15名の理事と次点上位者を選出する。得票数が同じであるときには、入会日付、ついで年齢によって順位を決める。

6. (削除)

7. 選挙管理委員長は、第5項に基づいて確定した当選者に対して、すみやかに理事就任の可否を確認する。理事就任を辞退する当選者がいる場合には、第5項の手続きに従って次点候補者を当選者に繰り上げ、理事就任の可否を確認する。

第4条の2（次期理事長・理事選考委員会）

1. 理事選挙の当選者は、次期理事長・理事選考委員会を構成する。

2. 理事長は理事選挙の当選者確定後、すみやかに次期理事長・理事選考委員会を招集しなければなら

ない。

3. 理事長は、次期理事長・理事選考委員会の議長を務める。議長は議決に参加することができない。ただし理事長が理事選挙の当選者である場合にはこの限りではない。
4. 次期理事長・理事選考委員会は、互選によって次期理事長を選出する。
5. 次期理事長・理事選考委員会は、正会員の中から5名以内の理事を選出する。その際、専攻、年齢、勤務地などが会員の分布を反映するように留意しなければならない。また、理事選挙による当選者の中に東日本（新潟、群馬、山梨、神奈川以東）、中部日本（長野、静岡、富山、石川、岐阜、愛知、三重）、西日本（福井、滋賀、奈良、和歌山以西）の各地域のブロック会員が少なくとも1名含まれていない場合には、理事選挙の結果を参考にしつつ、次期理事長・理事選考委員会で選出する理事にそのブロックの会員を必ず含めるものとする。次期理事長・理事選考委員会は、同委員会によって理事に選出された会員が理事就任を辞退する場合に備えて、あらかじめ代替理事候補を、順位を付けて定めるものとする。次期理事長・理事選考委員会による選出理事に対する理事就任可否の確認と選出理事への繰り上げは、現理事長がこれを行う。

#### 第4条の3（理事の補充）

1. 理事選挙で選出された理事に欠員が生じ、理事会が補充の必要を認め た場合は、選挙管理委員会が次点候補者を繰り上げて当選させるもの

<p>第5条（施行規則） （2001年6月の総会にて一部改訂） 理事の選挙に関する細則は、理事選挙管理委員会が定める。</p> <p>第6条（規則の変更） （2001年6月の総会にて一部改訂） 本規則は、理事会および総会において、それぞれの出席者の過半数の賛成の議決によらなければ、変更することはできない。</p>	<p>とする。</p> <p>2. <u>次期理事長・理事選考委員委員会で選出された理事に欠員が生じ、理事会が補充の必要を認めた場合は、理事会が正会員の中から補充の理事を選出する。</u></p> <p>第5条（施行規則） （2001年6月の総会にて一部改訂） 理事の選挙に関する細則は、理事選挙管理委員会が定める。</p> <p>第6条（規則の変更） （2001年6月の総会にて一部改訂） 本規則は、理事会および総会において、それぞれの出席者の過半数の賛成の議決によらなければ、変更することはできない。</p>
---	--

### 3. 第 36 回定期大会の開催案内

第 36 回定期大会は、2015 年 5 月 30 日（土）・31 日（日）、専修大学生田キャンパス（神奈川県川崎市）で開催されます。個人報告 29 件及びパネル 5 件の申し込みをいただきありがとうございます。実行委員会では、メキシコ国立自治大学のフェデリコ・ナバレテ・リナレス氏による記念講演“La historia de los pueblos indígenas de América en el marco de la historia global”、ラテンアメリカにおける格差と社会包摂に焦点を当てたシンポジウム“Desarrollo inclusivo en Centro América y la República Dominicana”を開催します。シンポジウムには国際協力機構（JICA）、米州開発銀行、中米統合機構（SICA）、パラグアイ開発研究所などから多彩なスピーカーが参加する予定です。

会員多数のご参加をお待ちしております。

狐崎知己（第 36 回定期大会実行委員長）

### 4. 研究部会報告

#### 1. 東日本部会

東日本研究部会では、12 月 20 日（土）に研究会の開催を予定しておりましたが、報告申し込みが 1 件もなく、理事長ともご相談の上、やむなく休会と致しました。今後の開催と報告申し込みにつきましては、学会ウェブサイトでお知らせするとともに、メール配信の学会ニュースで発信いたします。ふるってご応募いただければ幸いです。

（谷 洋之）

#### 2. 中部日本部会

2014 年 12 月 13 日（土）14 時～17 時半まで、名古屋大学国際開発研究科棟にて、中部日本研究部会を開催した。参加者は 7 名と少なかったが、サロンのような雰囲気の中で

専門領域にとらわれず自由活発な質疑がなされた。最初の千葉報告は、植民地期初期のメキシコ中央高原における黒曜石の呪医的利用、すなわち宗教的意味合いを伴う医療行為としての黒曜石の利用法について報告したものである。考古学、歴史学、宗教学、医療人類学など様々な分野の研究連携が必要という認識が共有された。つづく河邊報告は、ペルー北部の港町パイタにおける近年の「宗教ツーリズム」の進展に注目したフィールドワーク調査報告である。参加者からはカトリック修道会の歴史動態の整理、行政による巡礼対象をめぐる言説戦略の実態把握、社会経済的視座からの分析の必要性などが指摘された。

各発表者による要旨は以下の通りである。

（小池康弘）

- (1) 「黒曜石の呪医的利用—色に象徴化された治癒力—」

千葉裕太

（愛知県立大学大学院

国際文化研究科博士後期課程）

黒曜石は病気や怪我など身体の異常を正常に戻すための道具や薬として、あるいは神罰や呪い、危険や災いから身を守るための護符として、外科的・内科的・呪医的に利用されていた。先行研究では病のナチュラルリスティックな因果的概念として熱冷二元論が多く取り上げられてきたが、本発表ではパーソナリスティックな病因に焦点を当てた。黒曜石の治癒性は宗教観に基づく色の象徴性が基盤にあったと考えられる。病を与え癒す神であったテスカトリポカや、シベ・トテックの治癒的特性が、各種の石の色に象徴化され、「薬」として呪医的に利用されてきた。中でも黒曜石は、利器の石材という世俗性と、宗教儀礼における舞台装置に利用される神聖性の両性質を併せ持つ物質として特に重要視され、病の予防・治癒効果をもたらす広義の「薬」として利用

されていたと結論付けた。

(2) 「ペルー北部パイタにおける観光開発と地域社会の対応に関する現状報告  
—「慈悲の聖母」の祭礼組織と巡礼をめぐって—

河邊真次（南山大学他非常勤講師）

ペルー北部の港町パイタには、多くのカトリック巡礼者が訪れる「慈悲の聖母」像が鎮座する。この聖母像への熱狂的な崇敬は、その祝祭が一ヶ月以上に及ぶことから窺われ、巡礼者をはじめ多くの訪問者を受け入れる信徒団体（Hermandad）ならびに行政当局もその準備に余念がない。パイタは植民地期以来の海上交易の拠点として、また、風光明媚な避寒地として多くの観光客を惹きつけるが、2006年の市観光課設立以降、周辺市町村を巻き込んだ観光開発が加速しており、「慈悲の聖母」の祝祭もまた宗教ツーリズムの目玉として、観光資源の中心に据えられている。本報告では、長期間にわたる「慈悲の聖母」の祝祭において中心的役割を担う信徒団体の歴史と現状を整理するとともに、パイタを訪れる巡礼者の活動、観光開発を推進する市観光課の戦略と活動、および現状の問題点等を提示した。最後に、今後の研究課題として、観光資源としての「慈悲の聖母」の社会的意味の解明、ゲスト（巡礼者や観光客）とホスト社会住民各々の意識調査の必要性等を列挙した。

3. 西日本部会

2014年12月20日（土）13:30から18:00近くまで、同志社大学烏丸キャンパスにて、西日本部会研究会を開催した。今回の研究会は、同志社大学人文科学研究会「ラテンアメリカにおける国際労働移動の比較研究」と合同で、パネル形式にて実施した。参加者は、発表者をふくめ16名で、予定時間を大幅にこえて、意見交換と研究交流が続いた。最初の

浅倉報告は、メキシコ北部モンテレイのメトロポリタン地区で、家事労働市場に参入してきた中米移民女性の事例を紹介し、中米移民家族労働者のおかれた状況や、同邦者や使用人などとの関係について分析した。つづくトレス報告は、ジェンダーをめぐる暴力の問題の複雑性を提示したうえで、しばしば非正規に越境せざるをえない国際労働移民、とくに女性の場合は、そうした暴力の問題が、移民の全過程において顕著に現れるケースであることを示した。最後の松久報告は、現代のニカラグアにおけるフェミニズム運動が、かつてのような一体的な運動主体ではなくなり、国外からの支援をうける多様なNGOとなっている現象を紹介し、海外で働くニカラグアの移民女性たちへの支援を主体たる活動とするNGOの例を取りあげた。コメンテーターをつとめた北條ゆかり会員（摂南大学）やフロアからは、取り上げられた事例のより詳細な位置づけや事例のもつ普遍性の程度、ジェンダー 이슈と文化現象との関係などに話題がおよび、活発な議論が展開した。国際労働移動をジェンダーの視点から捉えなおして分析する重要性が確認された。

以下は各発表者による要旨である。

（村上勇介）

(1) 「再生産空間における相互行為のダイナミズム—メキシコ、モンテレイメトロポリタン地区に住む中米出身家事労働者の事例から」

浅倉寛子

（メキシコ社会人類学高等学術研究所  
北東支部）

本発表では、メキシコ、モンテレイメトロポリタン地区の中米移民の事例をもとに、労働と親密の場が重なり合う家庭という再生産空間における、移住家事労働者と彼女らを取り巻く人々との相互行為と関係性を

考察した。

(2) “Violencia de género y migración : historia interminable”

Marta Torres Falcón  
(Universidad Autónoma Metropolitana-  
Unidad Azcapotzalco)

La violencia de género es un fenómeno complejo que en las últimas décadas ha sido estudiado desde diversas disciplinas, con énfasis en los daños producidos y la protección a las víctimas. Paralelamente, los estudios sobre migración revelan que las mujeres son casi la mitad y que cruzan las fronteras por razones económicas, políticas y, de manera destacada, por la violencia. Es factor de expulsión (sea doméstica, comunitaria o social) está presente a lo largo del trayecto y persiste en el lugar de destino. Una forma extrema de violencia, claramente vinculada con la migración, es la trata de personas.

(3) 「ニカラグアのフェミニズム運動と女性労働者への支援活動」

松久玲子 (同志社大学)

2000年代のニカラグアにおける多様なフェミニズム運動のNGO化の傾向とその問題点を、NGO活動の一部である国際分業に組み込まれたコスタリカへの移民女性労働者の支援活動を事例として紹介した。

## 5. 研究部会開催案内

下記のように各研究部会の研究会が開催されます。皆様、ふるってご参加ください。なお、東日本部会については、春の研究会案内も掲載します。

### 1. 東日本部会

開催日時：2015年3月28日(土) 13:30  
～ 17:00(予定)

開催場所：上智大学四谷キャンパス2号館

10階ポルトガル語学科共用室

報告：

- (1) 吉田栄人(東北大学)「植民地期におけるマヤ語の成り立ち～歴史史料としてのマヤ語辞書から見えるもの」
- (2) 相田豊(東京大学大学院総合文化研究科修士課程)「集団は信仰を生まないータウシグによるアンデス先住民論の問題点とその解決試案」
- (3) 工藤瞳(帝京大学外国語学部・日本学術振興会特別研究員)「ペルーにおける共同体教育政策の特徴と課題ー2014年第2回共同体教育全国会議の内容を中心にー」
- (4) 波塚奈穂(東京外国語大学大学院博士前期課程)「パナマの大規模開発プロジェクトに対するノベ・ブグレ族の抵抗運動」

討論者は記事作成時点(3月2日)時点で交渉中。

担当理事：谷 洋之

tani-hi@hoffman.cc.sophia.ac.jp

### 2. 中部日本部会

開催日時：4月5日(日) 14:00～17:00

開催場所：愛知県立大学 名駅サテライト  
キャンパス

名古屋市中村区名駅4-4-38

WINC(ウィンク) あいち15階

JR名古屋駅 桜通口よりより  
徒歩5分。ミッドランド・ビル  
の裏

<http://www.winc-aichi.jp/access/>

報告：

- (1) 杉山知子(愛知学院大学)「チリにおける政治と社会の変化：第1期バチエレ政権を中心として」
- (2) 交渉中(3月3日現在) \*

討論者：浅香幸枝(南山大学)

討論者：浅香幸枝(南山大学)

\*正式なプログラムは決定し次第、メールによる学会ニュースを通じてお知らせいた



します。

担当理事：小池康弘  
koike-ys@for.aichi-pu.ac.jp

### 3. 西日本部会

開催日時：4月18日（土） 13：30～

（13：00に開場）

開催場所：京都大学稲盛財団記念館（予定）

\*具体的なプログラムと開催場所については、決定次第、学会のウェブサイトとメールによる学会ニュースを通じてお知らせいたします。

担当理事：村上勇介  
ymurakam@cias.kyoto-u.ac.jp

## 6. 寄稿：「第12回中米歴史会議参加報告」

藤井礼奈（上智大学大学院博士後期課程）

2014年7月14日（月）から18日（金）にかけて、エルサルバドルの首都サンサルバドルにて第12回中米歴史会議（XII Congreso Centroamericano de Historia）が開催され、オブザーバーとして参加した。本会議は「Centroamericanistasのための学術的空間と相互交流の場」を提供することを目的とし、1992年に中米地域の歴史研究を専門とする研究者らを中心に組織された。ホンジュラスの首都テグシガルパでの初開催以降、グアテマラ、エルサルバドル、ホンジュラス、ニカラグア、コスタリカ、パナマ、及びメキシコのチアパスを含む国々と地域を隔年で巡回している。今回は国立エルサルバドル大学が会場校となり、同大学の学生を中心する約50名のスタッフが献身的に大会運営をサポートした。

報告者、聴講者などの参加者数は約400名にのぼり、中米諸国の研究者に次いでメキシコからの参加者が最も多く、米国、

欧州の研究者の姿も見られた。日本からの出席は報告者1名のみであった。数千人規模で参加者が訪れる他専門領域・他地域の国際学術会議の域には遠く及ばないが、中米地域を専門とする歴史学者らが一堂に会するものとしては、最大規模の集まりであると思われる。米国からの研究者の参加は逡巡傾向にあるそうだが、開催当初と比べて全体の発表者数は増加しているという。

本年度は、(1) 記憶・歴史・文学 (2) アーカイブズ (3) 生産・消費 (4) 教育 (5) 植民地史 (6) 社会・文化 (7) ジェンダーと歴史 (8) 社会政策・環境政策史 (9) 経済史 (10) 宗教と国家 (11) エスニシティ (12) 19世紀・20世紀の社会運動 (13) 19世紀政治史・国際関係 (14) 20世紀政治史・国際関係 (15) 軍事史 (16) 芸術・文化遺産・文化史の16テーマに分かれてセッションが生まれ、朝8時から活発な議論が開始された。期間中はほぼ毎日、全セッション終了後、チアパスのサン・クリストバル・デ・ラス・カサスで開催された前回大会を振り返る企画や、各種講演会などのイベントが講堂で催され、多くの参加者が聴き入った。

開会式では、エルサルバドル国歌斉唱に続きエルサルバドルの伝統舞踊が披露された後、コスタリカ大学のビクトル・ウゴ・アクニャ教授による「19世紀から21世紀の世界における中米、中米における世界」と題した開会講演が開かれ、閉会式では、メトロポリタン自治大学（メキシコ）のブライアン・コノートン教授が、19世紀のメキシコ及び中米の歴史研究の全体像を概観する講演を行った。このほか、会期中は著者本人とコメンテーターによる新刊本紹介と討論のためのセッション、中米の歴史や政治経済に関する書籍を扱うブックフェアなど、多彩なプログラムが随

所に織り込まれていた。また、日に二度提供される軽食の時間帯には、中米の郷土食「タマル」などが振る舞われ、終始和やかな雰囲気の中で各国の研究者との有益な対話の場が生まれた。

次回の第13回中米歴史会議は、2016年にパナマで開催されることが決定した。なお、2014年大会のプログラムは、下記の本大会ウェブサイト上でも閲覧できる。

<http://www.congresohistoria.humanidades.ues.edu.sv/>

## 7. 学術・国際交流

2014年11月29日（土）午後2時～5時、上智大学にて、JCASA（地域研究学会連絡協議会）の年次総会が開催された。本学会からはJCASA事務局長も兼ねる学術・交流担当理事の幡谷が出席した。他地域の地域研究学会の動向や学会運営上抱える問題などについて意見交換を行った。学会誌への投稿件数と質の確保や、理事会運営の世代交代の難しさなどは、いずこの地域研究学会でも課題であることを痛感した。

（幡谷則子）

## 8. FIEALC 釜山大会について

FIEALC（Federación Internacional de Estudios sobre América Latina y el Caribe：ラテンアメリカ・カリブ海研究国際連盟）の2015年大会は8月25日～28日、韓国・釜山のBEXCO（国際展示・コンベンションセンター）で開催される。中心テーマは「ラテンアメリカ、アジアおよび世界—グローバル化の新しいマトリックス」である。現在新規パネルや個別報告を募集受付中で、報告希望者は5月31日までに大会組織委員会（釜山外国語大

学）までプロポーザルを送ること。8月という移動しやすい時期でもあり、是非会員の積極的な参加を募りたい。プログラムの詳細については以下の大会ウェブサイト参照されたい。

<http://www.fiealc2015.com/>

## 9. 次年年報（第36号）への投稿締切期日について

次回の年報第36号の投稿締切は9月24日（木）になります（従来より数日早まりますので、ご注意ください）。会員の方々には、ぜひとも奮ってご投稿くださるようお願いします。

年報第36号編集委員会  
（編集責任者：林みどり）

## 10. 学会ニュース配信登録のお願い

日本ラテンアメリカ学会では、本学会の活動に関わる情報や他団体のラテンアメリカに関する講演会開催情報などを、「学会ニュース」としてEメールで配信しています。学会ニュースは、入会申込書で学会ニュースにメールアドレスを登録した会員、および学会事務局に学会ニュース配信を申し込んだ会員に配信されます。学会ニュース配信の申し込みは随時受け付けています。

学会ニュースでは、印刷物の会報よりもタイムリーに本学会の情報をお届けしますが、それだけでなく、会報に載らない重要な情報が配信されることもあります。2015年度の定期大会の発表申し込みを去る1月5日に締め切りましたが、応募数は大会を成立させるには足りていたものの、まだ会場に空きがある状態でした。そこで若干の発表を追加募集することにしましたが、その際、学会ニュースと学会のウエ

ブサイトで追加募集を告知するにとどめ、ハガキは使用しませんでした。今回は大会実行委員会の好意で追加的なサービスとして追加募集を行ったこと、また、ハガキを印刷・送付しても締切までに10日ほどしか取れず、ハガキを送付する金銭および労力のコストに比べて実質的な利益が少ないことが、ハガキを使用しなかった理由です。

今後も、会報では間に合わない場合、本学会の活動に関する情報を学会ニュースと学会ウェブサイトだけで告知することがあります。学会ニュースに未登録の方は、これを機会にぜひご登録ください。配信を希望するメールアドレスを学会事務局に届け出るだけで結構です。

## 11. 事務局から

昨年より始まりました、事務局業務の外部委託の準備が順調に進んでおります。先回の会報でお伝えしました通り、主たる委託業務は会員名簿の管理で、情報を最新にした状態で名簿の管理を業者に引き渡すことが望まれます。つきましては、過去の会報でも呼びかけております通り、以下の2点を改めてご確認下さいますよう、お願い申し上げます。

1. 所属や住所など、会員登録にまつわる情報に変更が生じた場合は、速やかに事務局にご連絡下さい。会費の払込票に新住所を初めて記載される場合には、念のため「通信欄」にその旨お書き添え下さい。なお、その際、個人情報保護の観点から、会報掲載への可否を必ず明記して下さい。
2. 事務局への届出がないまま、会費を2年以上納められていない会員に対しては、会員継続の意思確認と支払いの督促を行っております。ご返信がない場

合、会則第11条の規定に従って除名処分としております。会費の払い忘れがないように早めにお納めください。

### 1. 会員情報

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted text block]

### 編集後記

前号の編集を担当された宇佐見耕一理事に続いて、今号は安原が初めての編集担当となりました。学生の引率で、これまた初めてのスペイン滞在中に編集を仕上げることとなり、理事会の皆様はじめ各方面に相当の御迷惑・御心配をおかけしたことと思います。

(安原 毅)

### 会費納入のお願い

学会会費を未納の方は、下記の郵便振替口座にご送金願います。会則により、会費を連続して2年間、無届で滞納した場合は除名となることがあります。

口座記号番号：00140 - 7 - 482043

加入者名：日本ラテンアメリカ学会

No.116                      2015年3月31日発行  
**学会事務局**  
〒183-8534 東京都府中市朝日町3-11-1  
東京外国語大学宮地隆廣研究室気付  
TEL 042-330-5248  
FAX 042-330-5448  
ajel.jalas@gmail.com